

藤沢市子どもをいじめから守る条例

平成27年4月1日施行

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」といいます。）のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1） 子ども 学校在籍する児童又は生徒及び学校在籍していない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。

（2） いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。

（3） 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。

（4） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。

（5） 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。

（6） 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。

（7） 関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

（基本理念）

第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

（子どもの心がけ）

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

（1） 自分を大切にしましょう。

（2） 他の人を思いやり、大切にしましょう。

（3） いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

（市の責務）

第5条 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。

3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。

4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。

5 市は、学校（市が設置する学校を除きます。）及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。

6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

（学校の責務）

第6条 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。

2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。

3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

（保護者の責務等）

第7条 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

（学校以外の施設の役割）

第8条 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

（市民の役割）

第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。

2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

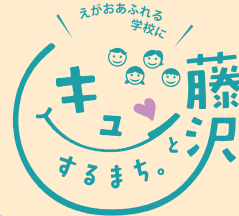
（関係機関の役割）

第10条 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

しょう がっ こう てい がく ねん む
小学校低学年向け



ふじ さわ し こ 藤沢市子どもをいじめから守る まも じょう れい 条例

ふじ さわ し ちから
藤沢市では、みんなで力を
あわせて、子どもをいじめから
守るためこの条例(きまり)を
つくりました。

ふじ さわ し
藤沢市をみんなのえがおが
あふれるまちにしましょう。



しょう がっ こう ねん せい む
*このリーフレットは 小学校1、2、3年生向けに
ふじ さわ し こ まも じょう れい
「藤沢市子どもをいじめから守る条例」の
しゅ し ひょう げん
主旨をわかりやすく表現したものです。

じょう れい ぜん ぶん かん まつ き さい
〈条例全文は巻末に記載〉

ふじ さわ し ふじ さわ し きょう いく い いん かい
藤沢市・藤沢市教育委員会

ふじさわ 市 こ
藤沢市の子どもたちを

いじめから守るために
きまりをつくりました!

だい じょう
第 7 条

うち
お家は

みんながあんしんしてくらす
ところ。困ったときは
うちひと はなし
お家の人に話をしましょう。



だい じょう
第 4 条

みんなへ

じぶん たいせつ
自分を大切にしましょう。
とも たいせつ
友だちも大切にしましょう。
こま
困ったときは
そう だん
相談しましょう。



だい じょう
第 6 条

がっこう
学校は

みんながたのしくすごし安心して
学ぶところです。

いじめで困ったときには
せんせい 先生たちが相談にのり
みんなをいじめから
まも
守ります。



だい じょう
第 9 条

ちいきの人

みんなを
みまも
見守ってくれます。
いじめに気づいたときには
がっこう
学校などに
し
知らせてくれます。



だい じょう
第 8 条

ほう か ご じ どう
放課後児童クラブなど
みんながかかわる
しせつの人は

みんなを見守り、
いじめを見すごさないように
してくれます。



だい じょう
第 5 条

ふじ さわ し
藤沢市は

いじめがなくなるように
きまりをつくり、みんなを
まも
いじめから守ります。



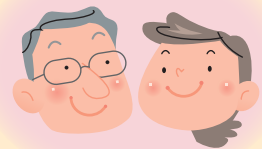
★ \ 保護者の皆様へ / ★

お子様と一緒に裏面の条文をお読みいただき、いじめは

いけないことだと確認をしてください。

日頃から、お子様の様子を注意深く見守ってください。

いじめで困ったときは学校や右記の相談機関に相談してください。



★ \ いじめ相談機関の紹介 / ★

● 藤沢市いじめ相談ホットライン

☎25-2500

● 藤沢市いじめ相談メール

市のホームページからアクセスできます。

● 藤沢市教育委員会教育指導課

☎50-3559

● 藤沢市学校教育相談センター

電話や来所での相談を受け付けます。

☎50-3550

● 神奈川県立総合教育センター

教育相談センター 24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310

● 法務省全国共通フリーダイヤル

子どもの人権110番

☎0120-007-110